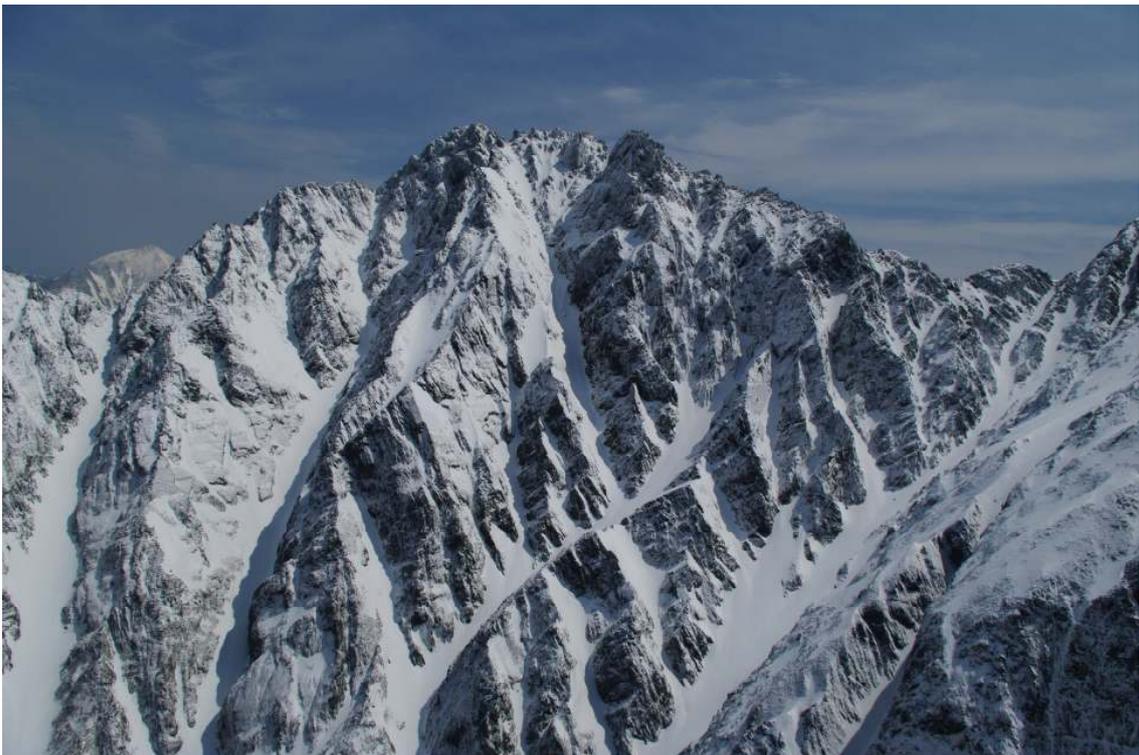


平成28年

稜線

～平成27年中の山岳遭難・山岳警備活動～



岐阜県山岳遭難防止対策協議会

目 次

第1	山岳遭難の発生状況	
1	概況	1
2	過去10年間の発生状況	2
3	月別発生状況	3
4	主要山系別発生状況	4
5	目的別発生状況	5
6	態様別発生状況	5
7	年齢別遭難者数	6
8	過去10年間の男女別遭難者数	6
9	都道府県別遭難者数	7
10	遭難者の山岳会等加入状況	8
11	遭難者の登山届提出状況	8
第2	山岳警備活動状況	
1	山岳パトロールの実施状況	9
2	登山指導センターの開設状況	9
3	山荘における常駐警備の実施状況	10
4	救助訓練の実施状況	10
5	ヘリコプターの出動状況	11
6	遭難者の捜索救助活動状況	11
7	御嶽山噴火に伴う捜索活動状況	11
第3	山岳遭難防止活動	
1	安全指導活動	12
2	広報啓発活動	14
	～ 登山計画と登山届の提出について ～	14
	～ 岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例 ～	15

表紙写真

北穂高岳滝谷全景（平成27年4月撮影）

第1 山岳遭難の発生状況

1 概況

[平成27年中の岐阜県内における山岳遭難の発生状況]

発生件数93件（前年比-13件）、遭難者数117人（前年比-15人）

区分 年別	発生件数 (件)	遭難者数(人)					
		死亡	行方不明	負傷		無事救助	
				重傷	軽傷		
平成27年	93	117	13	3	21	20	60
平成26年	106	132	23	1	29	31	48
増減	-13	-15	-10	+2	-8	-11	+12

[遭難者の内訳]

- 死亡 13人（前年比-10人）
- 行方不明 3人（前年比+2人）
- 負傷 41人（前年比-19人）
- 無事救助 60人（前年比+12人）

[主な特徴]

- 発生件数、遭難者数とも前年より減少したが、発生件数は平成25年（ワースト2番目）と同数を記録した。
- 北アルプスでの遭難は、前年に比べ減少（42件、前年比-9件）し、特に死亡が半減（7名、前年比-8名）した。
- 態様として、道迷い（24件、25.8%）によるものが最多となった。
- 遭難者のうち60歳以上の者が61人で、全体の半数以上を占めた。
- 遭難者のうち県外居住者が85人で、全体の72.6%を占めた。
- 月別では8月の発生が最も多く、25件（前年比+10件）であった。
- 単独者による遭難は40件（前年比+1件）と増加し、全体の43%を占めた。



西穂高岳から奥穂高岳



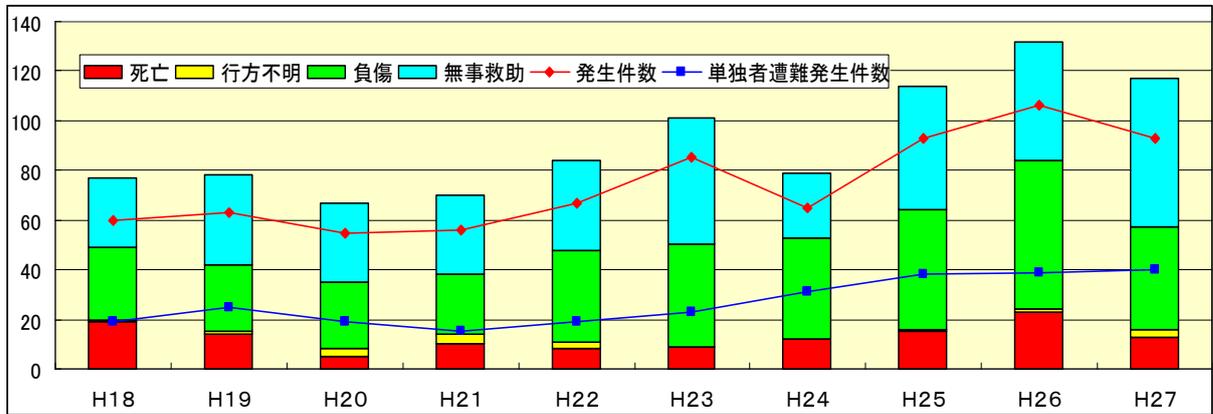
槍ヶ岳周辺

2 過去10年間の発生状況

平成27年の山岳遭難は、発生件数は減少（93件、前年比－13件）したが、ワースト記録2番目の平成25年と同数であった。

単独者による遭難は40件（前年比＋1件）で増加傾向にある。

〔過去10年間の発生状況〕



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
発生件数 (単独者遭難)	60 (19)	63 (25)	55 (19)	56 (15)	67 (19)	85 (23)	65 (31)	93 (38)	106 (39)	93 (40)
遭難者数 (人)	77	78	67	70	84	101	79	114	132	117
死亡	19	14	5	10	8	9	12	15	23	13
行方不明	1	1	3	4	3	0	0	1	1	3
負傷	29	27	27	24	37	41	41	48	60	41
無事救助	28	36	32	32	36	51	26	50	48	60



遭難者搬送訓練の状況



冬山遭難者救助訓練の状況

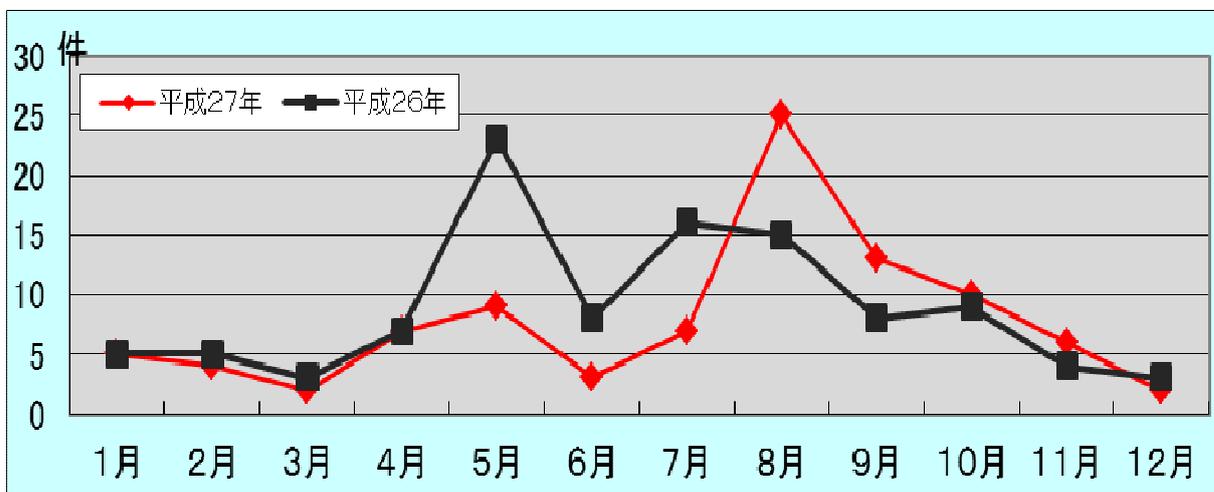
3 月別発生状況

- 8月の発生が25件（前年比+10件）33人（前年比+14人）で、最も多かった。
- 5月の発生が9件（前年比-14件）10人（前年比-24人）で、前年と比べ発生件数、遭難者数ともに減少した。

[月別発生状況]

区分 月別	発生件数 (件)	遭難者数 (人)					
		死亡	行方不明	負者		無事救助	
				重傷	軽傷		
1月	5	5	1			2	2
2月	4	4			2	1	1
3月	2	4	1		1		2
4月	7	10	1	1	2	1	5
5月	9	10	1		2	1	6
6月	3	3	1				2
7月	7	9			3		6
8月	25	33	3	1	9	7	13
9月	13	19	2		2	2	13
10月	10	10	3			4	3
11月	6	8		1		1	6
12月	2	2				1	1
合計	93	117	13	3	21	20	60

[月別発生状況(前年比)]



4 主要山系別発生状況

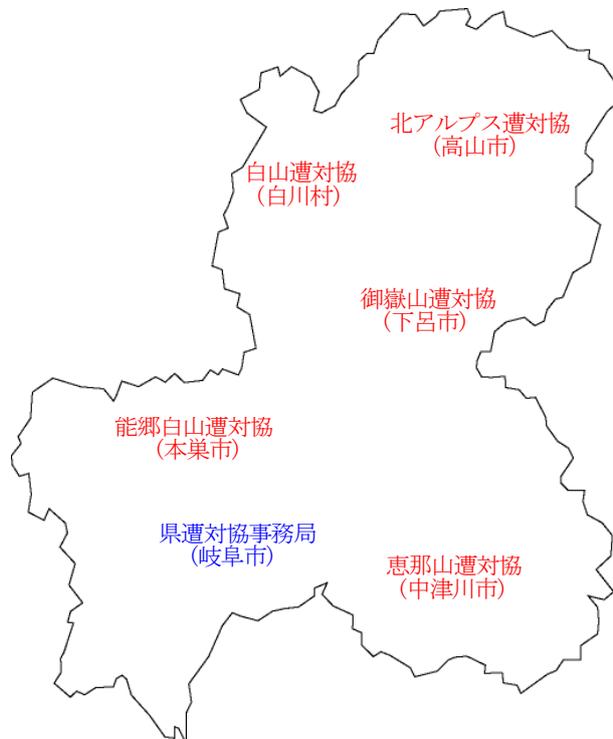
県内の主要な5つの山系には、山岳遭難の防止と遭難者の捜索救助を目的に、山岳救助隊を擁する民間団体の山岳遭難（防止）対策協議会が組織され、活動している。

なお、主要山系別の山岳遭難の発生については、北アルプスが最も多く、全体の45.6%を占める42件で、前年比-9件と減少し、主要山域以外のその他の山では47件（前年比±0件）、遭難者数は（62人、前年比+8人）となった。

[山岳遭難（防止）対策協議会]

名 称	救 助 隊 名	担 当 山 系
岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会	北 飛 山 岳 救 助 隊	北 ア ル プ ス
白 山 山 岳 遭 難 対 策 協 議 会	白 山 山 岳 救 助 隊	白 山
御 嶽 山 山 岳 遭 難 防 止 対 策 協 議 会	御 嶽 山 山 岳 救 助 隊	御 嶽 山
能 郷 白 山 遭 難 防 止 対 策 協 議 会	能 郷 白 山 山 岳 救 助 隊	能 郷 白 山
恵 那 山 山 岳 遭 難 対 策 協 議 会	恵 那 山 山 岳 救 助 隊	恵 那 山

[主要山系別発生状況]



区 別	発 生 件 数	遭 難 者 数 (人)				
		死 亡	行 方 不 明	負 傷	無 事 救 助	
山系別						
北アルプス	42	50	7	0	25	18
白 山	0	0	0	0	0	0
御 嶽 山	1	2	0	0	0	2
能郷白山	1	1	0	0	1	0
恵 那 山	2	2	0	0	0	2
そ の 他	47	62	6	3	15	38
合 計	93	117	13	3	41	60

5 目的別発生状況

登山目的での遭難者が97人、82.9%（前年115人、87.1%）を占めた。

[目的別発生状況]

区 分 目的別		発生件数 (件)	遭難者数 (人)					
			死 亡	行方不明	負 傷		無事救助	
					重傷	軽傷		
登 山 目 的	登 山	68	84	7		17	19	41
	ハイキング	4	4			1		3
	岩 登 り	3	5	2		1		2
	スキー登山	1	1					1
	沢 登 り	2	3			1		2
	小 計	78	97	9		20	19	49
観 光		2	5		1			4
溪流釣り		1	2	1	1			
山菜・茸取り		8	9	2		1		6
そ の 他		4	4	1	1		1	1
合 計		93	117	13	3	21	20	60

6 態様別発生状況

- 道迷いによるものが35人（前年比－1人）で最も多く、全体の29.9%となり、次いで滑落・転落によるものが23人（前年比－12人）、転倒によるものが22人（前年比±0人）であった。
- 北アルプスでは滑落・転落によるものが15人で最も多く、その他の山域では道迷いによるものが32人で最も多かった。

[態様別発生状況]

区 分 態様別		発生件数 (件)	遭難者数 (人)				
			死 亡	行方不明	負 傷		無事救助
					重傷	軽傷	
道 迷 い		35	2				33
滑 落 ・ 転 落		23	7		9	6	1
転 倒		22			12	10	
発 病 ・ 疲 労		23	3				20
悪 天 候		6	1			1	4
落 石		1				1	
そ の 他		7		3		2	2
合 計		117	13	3	21	20	60

7 年齢別遭難者数

60歳以上の者が61人、52.1%（前年66人、50.0%）を占めており、その内訳は、死亡7人（前年比-6人）、行方不明3人（前年比+2人）、負傷21人（前年比-8人）、無事救助30人（前年比+7人）であった。

[年齢別遭難者数]

区 分 年 齢	遭難者数（人）					
	死 亡	行方不明	負 傷		無事救助	
			重傷	軽傷		
14歳以下	2	0	0	0	0	2
15～19歳	1	0	0	0	1	0
20～29歳	11	0	0	2	1	8
30～39歳	13	2	0	2	4	5
40～49歳	11	2	0	2	1	6
50～59歳	18	2	0	3	4	9
60～69歳	32	1	1	7	4	19
70歳以上	29	6	2	5	5	11
合 計	117	13	3	21	20	60

8 過去10年間の男女別遭難者数

男女別の割合は概ね7対3で推移しており大きな変化はない。

[過去10年間の男女別遭難者数]

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
男 性	54	56	51	52	69	71	67	83	99	86
女 性	23	22	16	18	15	30	12	31	33	31
合 計	77	78	67	70	84	101	79	114	132	117



北穂高岳滝谷における救助活動の状況



冬山における救助活動の状況

9 都道府県別遭難者数

県外居住者が85人、72.6%（前年97人、73.5%）を占めた。

このうち、愛知県居住者が21人（前年比-2人）と最も多く、次いで東京都居住者が7人（前年比-4人）、長野県居住者が6人（前年比+5人）であった。

[都道府県別遭難者数]

区 分 県 別	遭難者数 (人)					
		死 亡	行方不明	負 傷		無事救助
				重傷	軽傷	
宮 城 県	1					1
東 京 都	7	2		1		4
茨 城 県	3	1		1		1
栃 木 県	1			1		
群 馬 県	2				1	1
埼 玉 県	1					1
千 葉 県	5			3	1	1
神 奈 川 県	5				2	3
長 野 県	6	2	1	1	1	1
静 岡 県	4			2	1	1
富 山 県	5			1		4
石 川 県	2	1		1		
岐 阜 県	32	4	1	4	5	18
愛 知 県	21	1		1	6	13
滋 賀 県	2			1		1
京 都 府	4			2		2
大 阪 府	4		1		2	1
兵 庫 県	2			1		1
奈 良 県	2					2
鳥 取 県	1				1	
広 島 県	3			1		2
福 岡 県	1	1				
熊 本 県	1	1				
外 国 人	2					2
合 計	117	13	3	21	20	60

10 遭難者の山岳会等加入状況

遭難者の95人、81.2%（前年103人、78%）が山岳会等に未加入であった。

[遭難者の山岳会等加入状況]

区分 加入組織別		遭難者数（人）					
		死亡	行方不明	負傷		無事救助	
				重傷	軽傷		
社会人 山岳会等	男	15	3		4	3	5
	女	6			1	2	3
大学 山岳部等	男	1			1		
	女						
未加入	男	70	9	3	13	11	34
	女	25	1		2	4	18
合計	男	86	12	3	18	14	39
	女	31	1		3	6	21

11 遭難者の登山届提出状況

遭難発生件数のうち37件、39.8%（前年40件、37.7%）が登山届を提出していた。しかし、北アルプスに限ると、31件、73.8%（前年36件、70.6%）が登山届を提出していた。

[登山届提出状況]

区分 提出別	発生件数（件）		遭難者数（人）						
	北アルプス	その他	死亡	行方不明	負傷		無事救助		
					重傷	軽傷			
提出	37	31	6	42	3	0	12	13	14
未提出	56	11	45	75	10	3	9	7	46
合計	93	42	51	117	13	3	21	20	60



山岳警備隊と民間救助隊との合同訓練



警察航空隊と山岳警備隊との救助訓練

第2 山岳警備活動状況

岐阜県警察山岳警備隊（山岳警備隊）と民間の山岳救助隊は、連携して山岳パトロール、登山指導センターの開設、山荘における常駐警備等の山岳警備活動を実施した。

1 山岳パトロールの実施状況

4月～11月、山岳警備隊と山岳救助隊は、山岳パトロールにより登山者に対する安全指導や登山道の整備などを実施した。

[山岳パトロール実施状況]

区 分 山系・時期別		日 数	実施人数 (延べ)	
			山岳警備隊	山岳救助隊
北アルプス	春山シーズン	3	0	8
	夏山シーズン	19	33	46
	秋山シーズン	3	9	0
御 嶽 山	夏山シーズン	12	10	24
	秋山シーズン	6	2	12
合 計		43	54	90

(注) ヘリパトロールは除く。

2 登山指導センターの開設状況

登山者が増加するシーズンには、北アルプスの岐阜県側登山口（高山市奥飛騨温泉郷神坂）に、「新穂高登山指導センター」を開設し、登山者に対する安全指導や山岳情報の提供、登山届や登山に関する相談の受理を行った。

また、山岳遭難発生の際には、迅速な捜索・救助活動を展開した。

[新穂高登山指導センターの開設状況]

区 分 時 期 別		日 数	常駐人数 (延べ)	
			山岳警備隊	山岳救助隊
春山シーズン		10	10	27
夏山シーズン		33	33	77
秋山シーズン		8	8	29
冬山シーズン		13	13	26
合 計		64	64	159

3 山荘における常駐警備の実施状況

北アルプス（穂高連峰）での登山者の安全確保と迅速な救助活動を行うため、春・夏・秋山シーズン中には、穂高岳山荘（標高2,996m）を常駐拠点とし、冬山シーズンには、西穂山荘（標高2,385m）を常駐拠点とし、山岳パトロールや救助活動等を実施した。

[山荘における常駐警備の実施状況]

区分 時期別	日数	常駐人数（延べ）	
		山岳警備隊	山岳救助隊
春山シーズン	5	20	0
夏山シーズン	31	111	0
秋山シーズン	5	15	0
冬山シーズン	3	9	0
合計	44	155	0

4 救助訓練の実施状況

山岳警備隊、山岳救助隊及び警察航空隊は、迅速かつ的確な救助活動を行うため、年間を通じて連携した訓練を実施し、体力、技術、団結力等の向上に努めた。

[救助訓練の実施状況]

区分	警察				山岳救助隊
	山岳警備隊			航空隊	
	飛騨方面隊	能郷白山方面隊	恵那山方面隊		
訓練日数	56	5	7	10	4
参加人数	348	6	12	70	53

(注) 参加人数は、延べ人数を示す。

5 ヘリコプターの出動状況

出動件数59件（前年比－12件）出動回数81回（前年比－3回）で、山岳遭難全体の63.4%に出動した。

[ヘリコプターの出動状況]

区分 年別	発生件数 (件)	出動件数 (件)	出動回数（延べ）		
			警察ヘリ	県防災ヘリ	合計
平成27年	93	59	57	24	81
平成26年	106	71	57	27	84

(注) 各年中に対応した県内事案のみを示す。

6 遭難者の捜索救助活動状況

警察官1183人（前年比＋35人）、山岳救助隊員61人（前年比－46人）、消防関係者951人（前年比＋314人）が捜索救助活動に従事した。

[遭難者の捜索救助活動状況]

区別 年別	発生件数 (件)	警察 (山岳警備隊、航空隊等)		山岳救助隊		消防関係 出動人数 (人)	同行者等 (人)	合計 (人)
		出動件数 (件)	出動人数 (人)	出動件数 (件)	出動人数 (人)			
平成27年	93	92	1183	19	61	951	272	2467
平成26年	106	106	1148	23	107	637	46	1938

(注) 出動人数は、延べ人数を示す。

7 御嶽山噴火に伴う捜索活動状況

平成26年9月27日の御嶽山噴火により、気象条件の悪化等から同年10月16日に中断していた捜索活動について、長野県警察や関係機関と連携して、平成27年7月29日から8月6日まで再捜索を実施し、岐阜県警察の捜索隊が行方不明者1名を発見収容した。(同期間中、岐阜県警察山岳警備隊員延べ39人が出動した。)

第3 山岳遭難防止活動

山岳遭難を防止するため、岐阜県が北アルプス等における登山届提出義務化の条例を施行するなかで、各地区の遭難対策協議会、山岳救助隊、山岳会などとの連携をより強化し、登山口等における登山者への安全指導及び情報提供、ツアー登山企画旅行業者等への遭難防止の申し入れや、登山道の調査、道標・危険箇所の点検・整備などを実施した。

1 安全指導活動

(1) 東京、大阪、愛知での広報啓発活動の実施

岐阜県内での遭難者は、首都圏、近畿圏、中京圏の都市部に居住する者が多いことから、本格的な夏山シーズン前に、都内、大阪、名古屋の3箇所でキャンペーンを実施した。

6月21日には、名古屋市内において「第3回夏山フェスタ」が開催され、山岳警備隊飛騨方面隊長を派遣し、現場活動等の講演を行うとともに、ブースを設けて広報啓発活動を実施した。

7月4日には、東京都内の施設において、北アルプスを囲む三県（岐阜、長野、富山）の警察と、各県関係機関主催（山岳雑誌社後援）の広報啓発活動を実施し、山岳警備隊員による登山指導等を、トークセッション形式で実施した。

7月11日には、大阪市内のアウトドアショッピングセンターにおいて、白山二県（岐阜、石川）合同による、安全登山を呼びかける広報啓発活動を実施したほか、各遭難防止対策協議会がある県内の主要山系をはじめ、各登山口においても安全登山を呼びかける広報啓発活動を実施した。



首都圏における広報啓発活動



夏山フェスタにおける講演

(2) 北アルプス三県合同連絡会議等の開催

アルプスにおける山岳遭難防止を図るため、北アルプスを囲む三県（岐阜、長野、富山）の警察と県関係機関等連携による「北アルプス三県合同山岳遭難防止対策連絡会議」を開催した。

同様に「白山二県（岐阜、石川）合同山岳遭難防止対策連絡会議」も開催した。

(3) 登(下)山届ポストの設置

県防災課等では、入山直前でも登山届が提出できるように、北アルプス、白山、恵那山、御嶽山、能郷白山等の各登山口（26箇所）に、登(下)山届ポストを設置している。

2 広報啓発活動

(1) 岐阜県警ホームページでの情報提供

県警ホームページでは、春山・夏山・秋山・冬山シーズンごとに北アルプスの山岳情報を提供している。

(アドレス) <http://www.pref.gifu.lg.jp/police/kita-alps/>

(2) 岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会のホームページでの情報提供

岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会では、平成15年8月12日からホームページを開設し、山岳情報を提供するとともに、インターネット等による岐阜県側の北アルプス地区を対象とする登山届を受理している。

(アドレス) <http://www.kitaalps.gifu.jp/>

(3) 各種メディアでの広報

新聞、ラジオ、テレビなどの各種メディアに対し、ゴールデンウィーク、夏、冬などの各シーズンごとに、北アルプス山岳情報や登山における注意事項を情報提供している。

～ 登山計画と登山届の提出について ～

登山届は、登山者自身の体力・技量をもとに、登山する山の難易度を考慮して計画を立てることと“日程に無理はないか”“ルートに問題はないか”“装備品や食糧は十分か”などの検討ができます。

また、事前に家族や知人に渡すとともに警察等に届出しておくことで、万一の遭難の場合に、所在や位置の早期確認や捜索救助の方法を決めるのに役立つなど、大変重要なものです。

岐阜県警では、下記の方法で、岐阜県内全ての山の登山届を受け付けています。受け付けた登山届は、北アルプス地区及び活火山地区（焼岳・御嶽山）については岐阜県防災課へ、そのほかの山域は、それぞれの山を管轄する警察署へ送付しています。

○ 県警ホームページからメールで提出

(アドレス) <http://www.pref.gifu.lg.jp/police/tetsuzuki/tozan-todoke/>

○ 持参、郵送、FAXで提出

〒500-8501

岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県警察本部 地域部地域課

058-274-0698 (県警地域課直通FAX)

○ 岐阜県条例対象エリア（岐阜県北アルプス地区、活火山地区（焼岳・御嶽山））

- ・ 登山口の登山届ポスト

- ・ 岐阜県ホームページからメールで提出

(アドレス) <http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bosai/sangaku/11115/>

- ・ 岐阜県防災課へ持参、郵送、FAX

〒500-8570

岐阜市藪田南2丁目1番1号

FAX 058-278-2522

- ・ 公益社団法人日本山岳ガイド協会へのオンライン届「コンパス」

(アドレス) <http://www.mt-compass.com/>

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、北アルプス地区における山岳遭難事故が多発し、また、御嶽山の噴火に伴う甚大な被害が発生し、登山者並びにその家族及び関係者に深い悲しみを与え、かつ、遭難した登山者の捜索救助活動が、当該活動に従事する者にとって多大な労力を要するものであることに鑑み、北アルプス地区及び活火山地区（以下「北アルプス地区等」という。）の山岳に登山しようとする者に対し、登山の届出をさせることにより、登山者による事前準備の徹底、山岳遭難の防止並びに登山者の安否確認及び捜索救助活動の迅速化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「北アルプス地区」とは、別表第一に掲げる地域をいう。

2 この条例において「活火山地区」とは、次に掲げる地域をいう。

- 一 御嶽山の火口域から四キロメートル以内の地域
- 二 焼岳の火口域から二キロメートル以内の地域

3 この条例において「火口域」とは、現に噴火が発生し、若しくは噴火が想定されている活火山の火口又は火口が出現し得る領域として知事が定める区域をいう。

4 この条例において「登山者」とは、北アルプス地区等の山岳に登山する者で次に掲げる者以外のものをいう。

- 一 北アルプス地区等において、遭難した者の捜索救助活動に従事する者
- 二 北アルプス地区等の区域内に所在する山小屋その他登山者が登山をしている間に休憩又は休息を行う施設の運営に従事する者
- 三 北アルプス地区内に所在する索道施設の管理運営業務に従事する者
- 四 前三号に掲げる者のほか、北アルプス地区等において、公益性が高いと認められる事業又は業務で規則で定めるものに従事する者
- 5 この条例において「登山活動団体」とは、山岳への登山を目的に結成された団体その他の山岳遭難の防止に関する活動を行う団体で規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第三条 県は、この条例の目的を達成するため、北アルプス地区等の山岳への登山に関し注意すべき情報を登山者に提供することその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、第五条第一項の規定による届出によって登山計画の内容を明らかにすることが、山岳遭難の防止並びに登山者の安否確認及び捜索救助活動の迅速化に資するものであることについて、登山者に周知するよう努めなければならない。

(登山者の責務)

第四条 登山者は、登山は自己責任で実施するものであることを認識し、登山しようとする山岳の特性及び火山活動の状況並びに自己の技能及び健康状態を十分に把握した上で綿密な登山計画を作成するとともに、当該計画に基づいた装備品等を携帯して登山しなければならない。

2 登山者は、登山している間は、気象状況、火山活動の状況その他の環境及び体調の変化の把握に努めるとともに、当該環境及び体調の変化に応じて安全に行動するよう努めなければならない。

3 登山者は、県が提供する登山に関する情報について、その内容を十分に理解した上で登山しなければならない。

(登山の届出)

第五条 登山者は、登山しようとするときは、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合において、当該登山者が当該各号に掲げる事項を登山計画書、入山届その他の書面を提出することその他規則で定める方法により富山県若しくは長野県にある行政機関又は登山活動団体に届け出たときは、知事に届け出たものとみなす。

- 一 登山者の住所、氏名、性別及び年齢
- 二 登山の期間及び行程
- 三 装備品、飲料水及び食糧の内容
- 四 緊急時における連絡先
- 五 無線等の通信手段の状況
- 六 山岳への登山を目的に結成された団体等への加入の有無及び当該団体等の名称等
- 七 山岳遭難者の捜索救助費用に充てるための保険への加入の有無及び当該保険の名称
- 八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、複数の登山者により構成される集団が同一の行程で登山するときは、当該集団を構成する登山者のう

ち一人の者がこれを代表して届け出ることができる。

(事務の委託)

第六条 知事は、前条第一項の規定による届出（同条第二項の規定による届出を含む。）の受理、当該届出に係る事実の確認のための措置その他の当該届出に係る事務の一部を知事が指定する法人その他の団体に委託することができる。

(過料)

第七条 第五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして北アルプス地区（四月十六日から十一月三十日までの間にあっては、北アルプス地区のうち別表第二に掲げる区域）又は活火山地区（火口域から一キロメートル以内の区域に限る。）の山岳に登山した者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年十二月一日から施行する。ただし、第七条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の北アルプス地区における登山者の動向及び第五条第一項の規定による届出の状況を勘案した上で、施行日の翌日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の際現に北アルプス地区の山岳に登山している者については、この条例は、適用しない。

附 則（平成二十六年十二月二十二日条例第八十二号）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例附則第一項ただし書に規定する日から施行する。

2 この条例の施行の際現に活火山地区の山岳に登山している者については、改正後の岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の規定（第七条の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一（第二条関係）

焼岳山頂を起点とし、同所から岐阜県と長野県との境界に沿って北東進し奥穂高岳山頂に至り、同所から当該境界に沿って北進し樺もみ沢岳山頂に至り、同所から稜線を南西進し弓折岳山頂、大ノマ岳山頂及び抜戸岳山頂を通過して笠ヶ岳山頂に至り、同所から稜線を南進し雷鳥岩及びクリヤノ頭を通過して錫しゃく杖岳山頂に至り、同所から起点に至る線に囲まれた地域（活火山地区及び中部山岳国立公園千石平園地のうち知事が定める区域を除く。）並びに樺沢岳山頂を起点とし、同所から当該境界に沿って北西進し双六岳山頂に至る線から五十メートル以内の地域

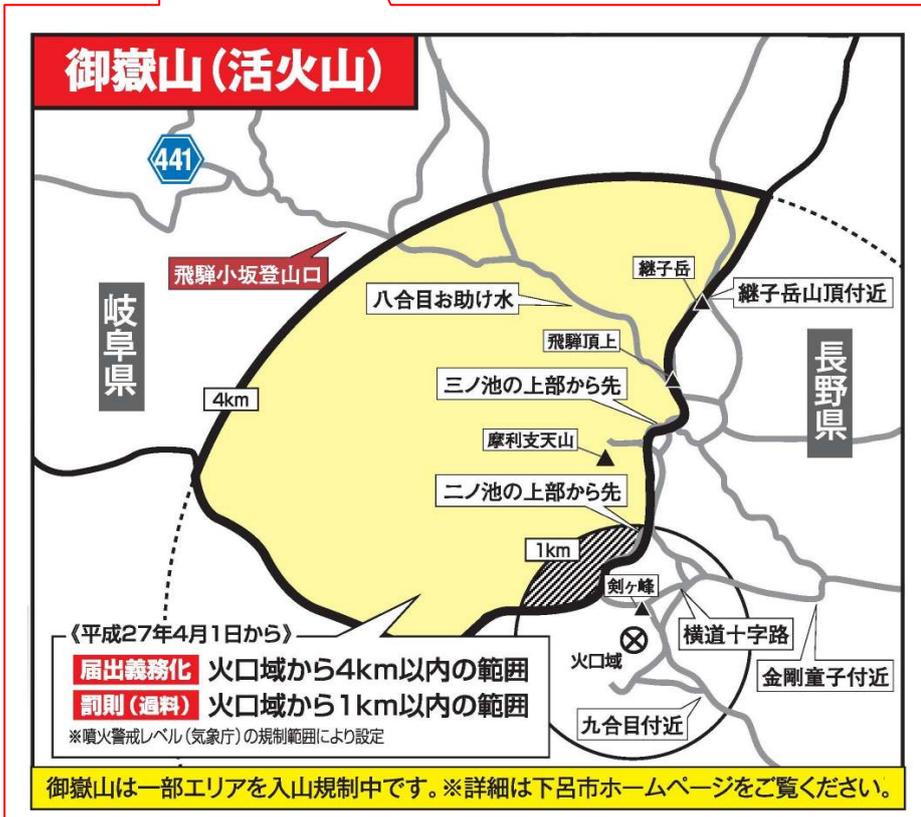
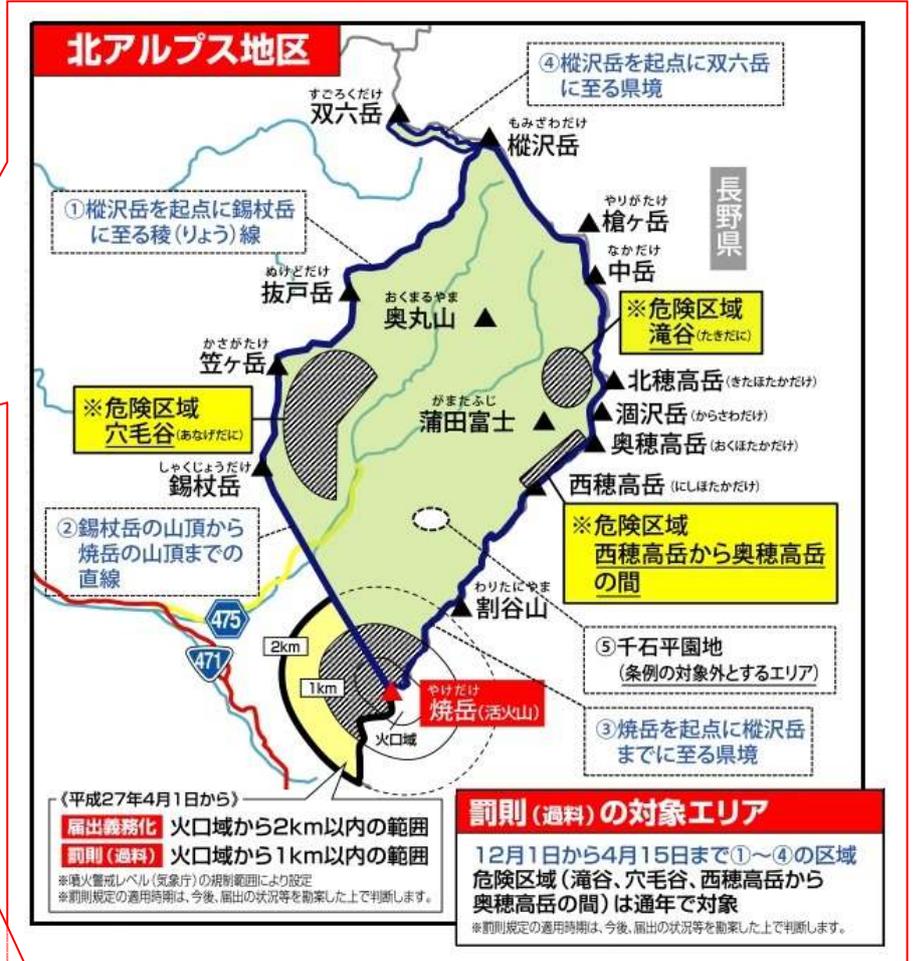
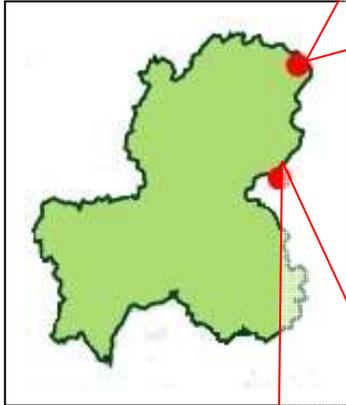
別表第二（第七条関係）

一 西穂高・奥穂高区域 西穂高岳山頂を起点とし、同所から岐阜県と長野県との境界に沿って北東進し奥穂高岳山頂に至る線から五十メートル以内の区域

二 滝谷区域 滝谷を中心とした地域で知事が定める区域

三 穴毛谷区域 穴毛谷を中心とした地域で知事が定める区域

条例の対象地域図



平成28年3月発行

発行 岐阜県山岳遭難防止対策協議会

監修 岐阜県警察本部地域部地域課

岐阜県危機管理部防災課